

平成 27 年度
第 1 回鉾田市総合教育会議

日時 平成 27 年 7 月 24 日（金）
午後 1 時 30 分
場所 旭総合支所 2 階会議室

次 第

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 協議事項
 - 1) 鉾田市教育大綱の策定について
 - ①策定方針（案）について
 - ②策定スケジュールについて
 - 2) 鉾田市の教育の現状について
 - ①児童・生徒の現状について（指導課）
 - ②学校施設の現状について（教育総務課）
 - ③生涯学習の現状について（生涯学習課）
4. そ の 他
5. 閉 会

1) 銚田市教育大綱の策定について

①策定方針（案）について

教育大綱については、「銚田市教育振興基本計画（2014～2018）」をベースに、新たに追加するべき事項を加え、「銚田市教育大綱（2016～2020）」として策定する。

②策定スケジュール

7月～10月	素案作成（教育部各課）
11月	総合教育会議において素案について協議
11月～2月	総合教育会議での指摘について修正
2月	総合教育会議において大綱決定

2) 銚田市の教育の現状について

①児童・生徒の現状について（指導課）

（※別紙のとおり）

②学校施設の現状について（教育総務課）

（※別紙のとおり）

③生涯学習の現状について（生涯学習課）

（※別紙のとおり）

教育委員会制度、こう変わる



これまでの教育委員会の課題

- 教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

教育委員会の改革

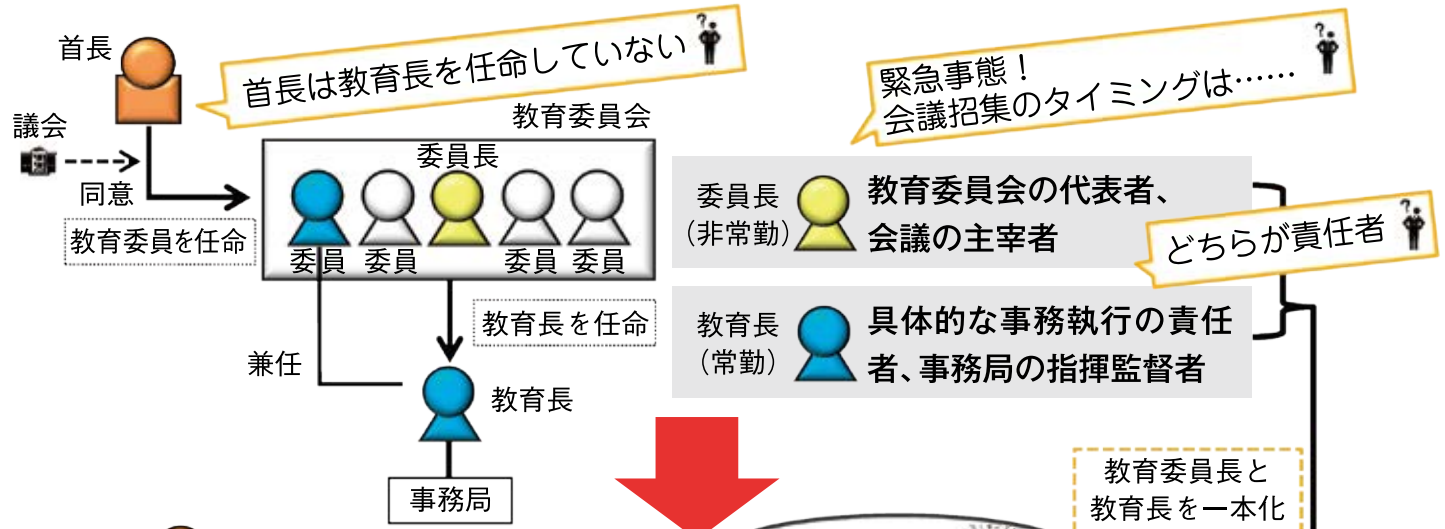
- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

政治的中立性の確保

- ◆教育委員会は、引き続き、執行機関
- ◆総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

POINT① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



※教育長については、所信表明など丁寧な手続を期待

- ✓ 首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化

新「教育長」

- ★教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表（会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者）
- ★任期3年

- ✓ 第一義的な責任者が教育長であることが明確に
- ✓ 緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断

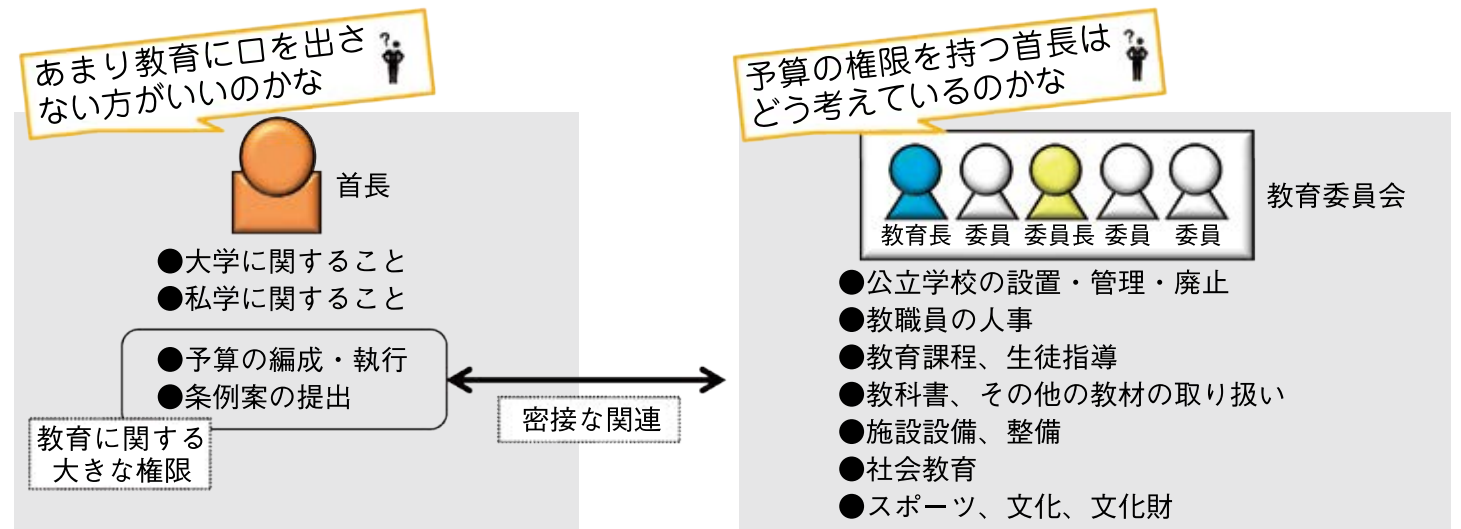
POINT② 教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・教育委員の定数 1 / 3 以上からの会議の招集の請求
 - ・教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。
 - ✓ 教育委員会の審議の活性化

POINT③ 総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



総合教育会議



- 首長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は首長と教育委員会。（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
- 協議・調整事項は以下のとおり。
 - ①教育行政の大綱の策定
 - ②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ③児童・生徒等の生命・身体保護等緊急の場合に講ずべき措置

- ✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に
- ✓ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に

POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。
 - ✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

鉾田市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、鉾田市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項についての協議及び調整を行う。

- (1) 大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議
- (4) 上記に関する構成員の事務の調整

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集し、議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総務部総務課において行う。

(運営の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年7月1日から施行する。

鉾田市総合教育会議構成員名簿

職名	氏名	備考
市長	鬼 沢 保 平	
教育委員会教育長	鬼 澤 明	
教育委員会委員	石 山 ちい子	教育長職務代理者
教育委員会委員	新 館 和 子	
教育委員会委員	田 口 裕 之	
教育委員会委員	関 根 勝 美	

指導課

「銚田市の児童・生徒の現状について」

1 銚田市の学力状況について

① 学力・学習状況 H26年度全国学力学習状況調査より

＊平均正答率	小 学 校 6 年 生				中 学 校 2 年 生			
	国語A	国語B	算数A	算数B	国語A	国語B	数学A	数学B
銚田市	76.3	58.3	82.1	59.3	77.9	48.0	61.9	52.5
茨城県	76.9	57.4	79.7	58.6	79.9	52.3	66.5	57.8
全 国	72.9	55.5	78.1	58.2	79.4	51.0	67.4	59.8

② 特色ある取り組み

- ・銚田市授業スタイルの推進（委員会と教育会の連携）

学力の3要素「主体的に取り組む態度」「思考力・判断力・表現力」「基礎的・基本的な知識・技能」を育むための授業スタイル。昨年度3学期より取り組みを開始し、各学校の創意工夫を加味して対応中である。

- ・読書活動の推進

銚田市豊かな心育成宣言の中にもある読書活動を推進している。1ヶ月毎に一人一人の読書量を確認し、本に親しませるための対応をしている。

2 豊かな心の育成について

① いじめ問題について

学校が認知したいじめの数（平成26年度第3回）

（単位 件）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	中1	中2	中3	中計	合 計
男子	6	6	8	4	6	3	33	25	19	8	52	85
女子	1	3	2	2	6	2	16	19	30	2	51	67

いじめの態様	小	中	合 計
①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる	33	58	91
②仲間はずれ、集団による無視をされる	9	5	14
③軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる	6	16	22
④ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる	0	6	6
⑤金品をたかられる	0	2	2
⑥金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる	0	5	5
⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる	1	3	4
⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	0	5	5
⑨その他	0	3	3

その後解消した数 小学校 43／49 中学校 102／103

【定期的なアンケート調査・観察・面談などから把握、指導 早期発見・早期対応】

② 不登校について

平成 26 年度不登校援助指導状況（10 日以上欠席 除病欠）（単位 人）

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	小計	中 1	中 2	中 3	中計	合 計
男子	1	2	0	3	3	1	10	6	9	5	20	30
女子	1	1	1	0	4	8	15	4	10	7	21	36

	小男	小女	小計	中男	中女	中計	合 計
A 学校生活に起因する型	0	0	0	1	2	3	3
B 遊び・非行型	0	0	0	0	0	0	0
C 無気力型	2	1	3	4	1	5	8
D 不安など情緒的混乱の型	5	7	12	10	11	21	33
E 意図的な拒否型	0	1	1	0	0	0	1
F 複合型	2	6	8	4	7	11	19
G その他	1	0	1	1	0	1	2

過去 3 年間の推移
不登校の人数

	24 年度	25 年度	26 年度
小学校	25 人	26 人	25 人
中学校	59 人	45 人	41 人

3 体力テストの結果について

Tスコアによる県平均値(H25)と本市の平均値(H26)の比較(銚田市) 小学校

	得点合計	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横跳び	シャトルラン	50m走	立ち幅跳び	ボール投げ	A+B(%)	D+E(%)	(A+B)-(D+E)
1年男子	51.9	50.5	50.9	53.3	51.2	51.5	50.0	51.0	50.0	63.5	14.8	48.7
2年男子	52.3	50.4	52.4	52.8	51.7	51.2	51.5	51.0	49.7	55.9	16.4	39.4
3年男子	52.9	51.7	52.2	53.0	52.5	51.6	52.0	51.4	49.8	66.0	13.7	52.4
4年男子	52.8	50.7	53.2	54.3	52.8	51.4	51.1	49.2	51.7	65.5	11.3	54.2
5年男子	52.6	50.1	52.6	53.9	52.8	51.3	51.3	51.0	50.5	62.1	11.7	50.5
6年男子	53.8	52.4	53.9	56.3	53.6	51.6	51.6	51.3	51.5	76.7	11.9	64.8
1年女子	50.0	48.6	50.8	53.6	48.7	49.7	47.3	49.7	49.1	55.7	14.9	40.8
2年女子	52.3	50.2	51.9	52.1	51.4	51.7	50.9	51.6	50.9	60.9	12.8	48.0
3年女子	54.0	49.9	54.0	53.5	54.5	53.6	51.3	52.2	49.6	78.1	5.6	72.4
4年女子	53.3	50.0	53.3	52.3	53.8	53.3	52.0	51.3	51.1	75.9	7.0	68.8
5年女子	53.4	50.8	52.0	53.3	53.1	52.6	51.7	52.2	50.7	79.7	5.7	74.0
6年女子	53.6	52.2	54.9	54.0	52.8	51.9	52.0	50.3	51.3	78.3	3.5	74.7
H25県平均	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	49.3	20.6	28.7

Tスコアによる県平均値(H25)と本市の平均値(H26)の比較(銚田市) 中学校

	得点合計	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横跳び	シャトルラン	50m走	立ち幅跳び	ボール投げ	A+B(%)	D+E(%)	(A+B)-(D+E)
1年男子	52.79	50.15	52.52	54.47	51.42	51.84	51.43	50.92	50.80	48.3	22.7	25.6
2年男子	50.85	49.32	51.19	51.67	49.91	49.77	51.24	51.32	49.26	52.5	18.3	34.2
3年男子	48.57	47.87	48.59	49.91	47.67	49.81	51.62	49.56	46.65	57.3	15.6	41.7
1年女子	53.42	50.89	53.10	53.99	51.50	53.14	52.52	51.73	50.69	83.2	2.4	80.8
2年女子	50.46	47.49	50.16	51.46	50.23	49.63	52.21	50.58	50.12	76.1	8.1	68.0
3年女子	52.71	50.04	52.38	50.50	50.31	53.26	54.82	52.61	50.40	80.8	3.3	77.6
H25県平均	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	57.4	15.8	41.6

4 特別支援教育の状況

平成 27 年度特別支援学級の設置状況

小学校 17校/20校（自閉・情緒 47 人，知的 46 人，言語 13 人）

中学校 4校／4校（自閉・情緒 19人，知的 39人）

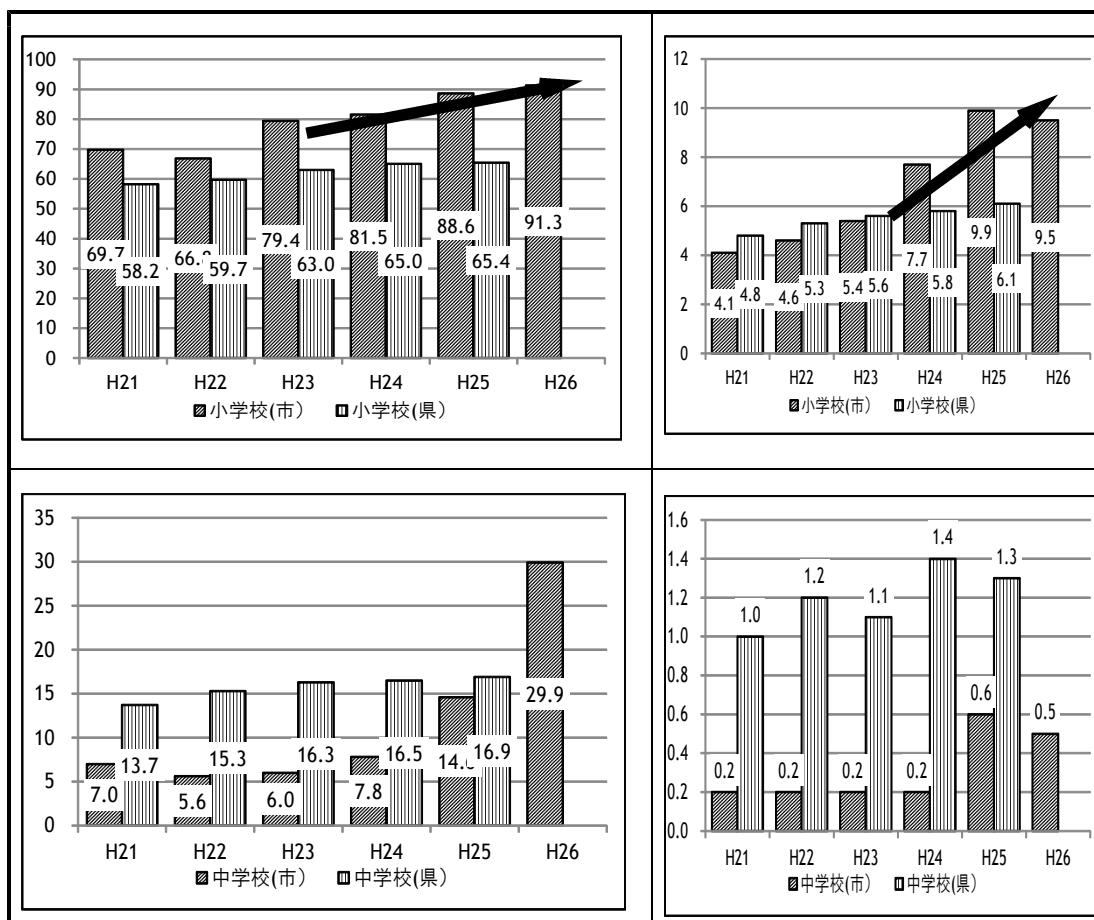
現在，該当児童生徒が増加傾向にある。また，本来ならば，特別支援学級で指導を受けるべき児童生徒が，通常学級に在籍するケースが多くなっている。（入級の手順は，検査や医療機関等で診断→会議で判定→親の承諾）

これらの児童生徒は，担任のみでは対応できない状況もあり，支援員を配置したり，複数の教員で指導する体制をとっている。

※ 参考資料①

平成26年度

みんなにすすめたい一冊の本推進事業



各学校では，読書の時間を位置づけるなど，学校での読書の機会や時間が確保されてきた。また，小学校では，校内での読み聞かせ活動や外部団体を要請しての活動などを盛んに行っている。その結果，一人一人の読書量が県平均を大きく上回る状況になった。今後は，教材とリンクした並行読書や読んだ内容を交流する機会を設けるなど，読書の質を高めて行くことを課題としたい。同時に中学校においても読書数の大幅な向上が見られた。これは，生徒による委員会活動や，読書数の確実な記録，担任をはじめ，学校全体での組織的な取り組みがなされた結果だと考えられる。

※ 参考資料②

H27年度 学習及び学校生活アンケート

児童生徒質問（小学校5～6年，中学校生徒1～3年）

銚田市調査人数 小学校5，6年776名 中学校1～3年1184名 H27.5/28～6/2実施

※肯定的（当てはまる，どちらかといえば当てはまる）

小学生 中学生

1	授業のはじめに目標が示されている	肯定的	
	県(H26)	82.70%	84.20%
	事務所	95.52%	93.37%
	銚田市	96.52%	93.66%
2	授業では，友達と話し合う活動をよく行っている	肯定的	
	県(H26)	87.00%	82.20%
	事務所	94.75%	92.67%
	銚田市	95.36%	93.66%
3	授業の最後に学習内容を振り返る活動をよく行っている	肯定的	
	県(H26)	74.70%	66.20%
	事務所	90.98%	87.36%
	銚田市	95.49%	86.99%
4	授業では，学級やグループの中で自分たちで課題を立てて，その解決に向けて情報を集め，話し合いながら整理して，発表するなどの学習活動に取り組んだ	肯定的	
	事務所	85.68%	83.40%
	銚田市	89.82%	85.64%
5	授業がよく分かる	当てはまる	
	国(H26)	48.00%	25.70%
	事務所	66.00%	39.48%
	銚田市	75.00%	40.11%
6	授業に主体的に取り組んでいる	当てはまる	
	国(H26)	37.00%	31.70%
	事務所	49.91%	38.05%
	銚田市	51.80%	44.17%
7	学校が楽しい	当てはまる	
	国(H26)	57.50%	53.00%
	事務所	69.65%	56.60%
	銚田市	77.57%	58.23%
8	みんなで（友達等）何かをするのは楽しい	当てはまる	
	国(H26)	71.00%	61.30%
	事務所	81.68%	69.79%
	銚田市	87.50%	73.48%
9	あなたの学級では，学級会などの時間に，友達同士で話し合ってきたりなどを決めている	当てはまる	
	事務所	58.13%	48.04%
	銚田市	68.81%	54.13%

教育総務課

「学校施設等の状況について」

①学校統廃合計画

平成 24 年 3 月に策定した「銚田市公立学校施設再編計画」により、市内の小学校 20 校を現在の中学校区単位の 4 校に再編（統合）し、児童の教育環境の充実を図ります。

第 1 次計画として、銚田北中学校区の 5 校を統廃合し平成 28 年 4 月開校に向けて小学校統合推進委員会、専門部会において諸課題の協議をすすめております。また、新校舎、屋内運動場等の建築工事を平成 28 年 1 月竣工を目指し進めております。銚田南中学校区の 7 校については、平成 31 年 4 月開校に向けて、平成 27 年度から基本計画の策定、用地取得等関連業務に着手しています。

第 2 次計画については、大洋中学校区の 4 校、旭中学校区の 4 校を再編（統合）します。

②学校施設の耐震補強事業

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、地震等の災害時には地域の応急避難場所として重要な役割を担っており、文部科学省では構造上危険な建物の改築や補強を促進し、平成 27 年度までに耐震化率 100% を目指しています

本市の学校施設は昭和 56 年 10 月の新耐震基準前に建設され、多くの建物が文部科学省の耐震基準（IS 値 0.7 以上）を下回っており、これまで IS 値の低い建物から順に耐震化に着手してきました。

平成 27 年度に旭北小学校、銚田小学校、野友小学校、白鳥東小学校の校舎耐震補強工事に着手しており、これらが完了すれば構造に関する耐震化は 100%を達成します。

③子ども子育て事業

平成 27 年 4 月から新たな子ども子育て支援制度が創設され、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども子育て支援の質・量の拡充が図られています。

平成 27 年 3 月に「銚田市子ども子育て支援事業計画」を策定し、平成 27 年度から平成 31 年度までを第一期として「子どもと親と地域が育つ 笑顔あふれるまち ほこた」を基本目標に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

現在、放課後児童クラブや放課後子ども教室、幼稚園預かり保育時間延長など実施に向けて検討しているところです。

④今後の取組み

- ・ 鉾田北小学校の開校に向けた取組みの推進
- ・ 鉾田南中学区統合小学校建設の推進
- ・ 学校施設の非構造部材の耐震化の推進
- ・ 幼稚園授業料改定の検討
- ・ 鉾田学校給食センター調理業務民間委託の検討

生涯学習課

「生涯学習の現状について」

(生涯学習・文化振興)の現状

1. 家庭教育学級事業

「家庭の教育力向上、子育て不安の軽減、子育て仲間作り」を目指し、社会教育主事を中心に、関係機関と連携し、事業を遂行します。

おのこのの学校で、家庭教育学級を立ち上げ、補助金を交付し、学級長を中心に事業を展開し、子育ての悩みを持つ保護者同士が、自ら悩みを解消できる組織作りを目指します。

2. 文化財保護啓発事業

市指定の三階城跡について

文化財保護は非常に重要な問題で、行政方針を根本的に検討しなければなりません。

もともと文化財保護法は、所有権尊重の上に成り立っています

今回、市指定の三階城跡の所有者が、自身のシイタケ栽培事業の失敗によりこの土地を手放したいということで、市指定の解除を求めてきたが、文化財保護審議会、教育委員会で否決され手放せない状況にあります。

この件で、その後も売却等も考えている相談もされ県の文化課等とも協議もしていますが、今後の対応を検討していかなければなりません。

参考

文化財保護法4条3項

政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当たって、関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

3. 文化振興計画の策定

市民交流館の建築にあたり、多くの方が、芸術文化活動に参加し、人とまちが豊かになる交流ができるため文化振興計画の策定に当たります。

その他の事業

1. 子どもふれあい事業

2. 花いっぱい運動事業

3. 学習等供用施設改修事業

4. あけぼの館開設

(スポーツ振興)の現状

1. 国体開催準備事業

平成 31 年の茨城国体に向け、国体開催の周知及び選手育成等を兼ねて、平成 26 年度から国体開催準備事業として、鉾田総合公園体育館にリード・ボルダリング用のウォール（壁）を設置し、市内小学 6 年生を対象に 6～10 月に授業の一環として 2 回のクライミング教室を開催し、クライミングの体験を行っております。

また、夏休みに市内小学 4～6 年生を対象にクライミング教室を開催するとともに、今年度から親子のクライミング教室を開催し、山岳競技の周知や有望選手の発掘等を行っております。

さらには、総合公園のクライミングウォールの使用を希望する一般の方を対象に、昨年度末に講習会を開催し、山岳の知識を習得した方に資格者証を発行し、今年度からこの資格者証を有する方に開放し、当市での国体（山岳）開催を周知しております。

【クライミング教室の実績】

年度	事業名	内 容
H26	クライミング教室（前期）	9 日間(6/30～7/17) 366 名
	クライミング教室（後期）	9 日間(9/25～10/31) 402 名
	夏休みクライミング教室	4 日間(7/25～8/29) 134 名

このほか平成 26 年度から市内小学校にボルダリングウォールを設置し、児童の体力強化や山岳競技の P R を図っており、今年度も 3 校の設置を予定しております。

【クライミングウォールの設置】

年度	場 所	概 要
H26	鉾田総合公園体育館	リード(h=11m w=3.6m) 斜度 90～120° ボルダ(h=3.9m w=4.5m) 斜度 100～110°
	旭南・串挽・上西小	ボルダリング(h=2.4～2.8m w=4.5m)
H27	旭西・鉾田・新宮小	ボルダリング

平成 27 年度新たに実施事業

親子クライミング教室

7月26日・8月9日

鉾田市クライミング大会 第一回ほこまるカップ

8月22日

その他の事業

1. ほこたマラソン大会
2. 鉾田総合公園改修事業

課題

1. 小学校統廃合後の体育館の利活用について
2. 国体選手の、体育館までの大型バスでの移動について